

< 建設業向け 労務管理の基本セミナー >

働き方改革推進支援助成金について

- 1 働き方改革推進支援助成金とは
- 2 3 コースの概要（助成対象となる事業主の要件）
- 3 支給対象となる取組の内容
- 4 業種別課題対応コース（建設業）について
- 5 申請期限と問い合わせ先について

働き方改革推進支援助成金とは

- ・ 働き方改革に**新たに**取り組んでいただける中小企業者の皆さまを支援することを目的とした助成金です。
- ・ この助成金でいう働き方改革とは、3つのコースそれぞれに定められている『**成果目標**』（例：36協定の時間外・休日労働時間数の縮減、年次有給休暇の計画的付与制度の整備等）に取り組んでいただくことを意味し、『**成果目標**』の達成を条件として労働能率の増進などに寄与する『**支給対象となる取組**』にかかった経費を『**成果目標**』ごとに定められた助成上限額の範囲内で助成金を支給する制度です。
- ・ 通常の『**成果目標**』に加え、労働者の時間当たり賃金額を所定率（3%or5%or7%）引き上げていただける場合には、引き上げる金額及び人数に応じ助成上限額が加算（＝賃金引上げ加算）されるため、より多くの支給を受けることもできます。

働き方改革推進支援助成金の各コース

労働時間短縮・年休促進支援コース

(昨年度申請件数 最多)

勤務間インターバル導入コース

業種別課題対応コース

(長時間労働等の課題を抱える業種を支援する限定コース)

建設業

運送業(自動車運転の業務)

病院 (医業に従事する医師)

情報通信業

宿泊業

助成対象となる事業主

助成対象となる事業主

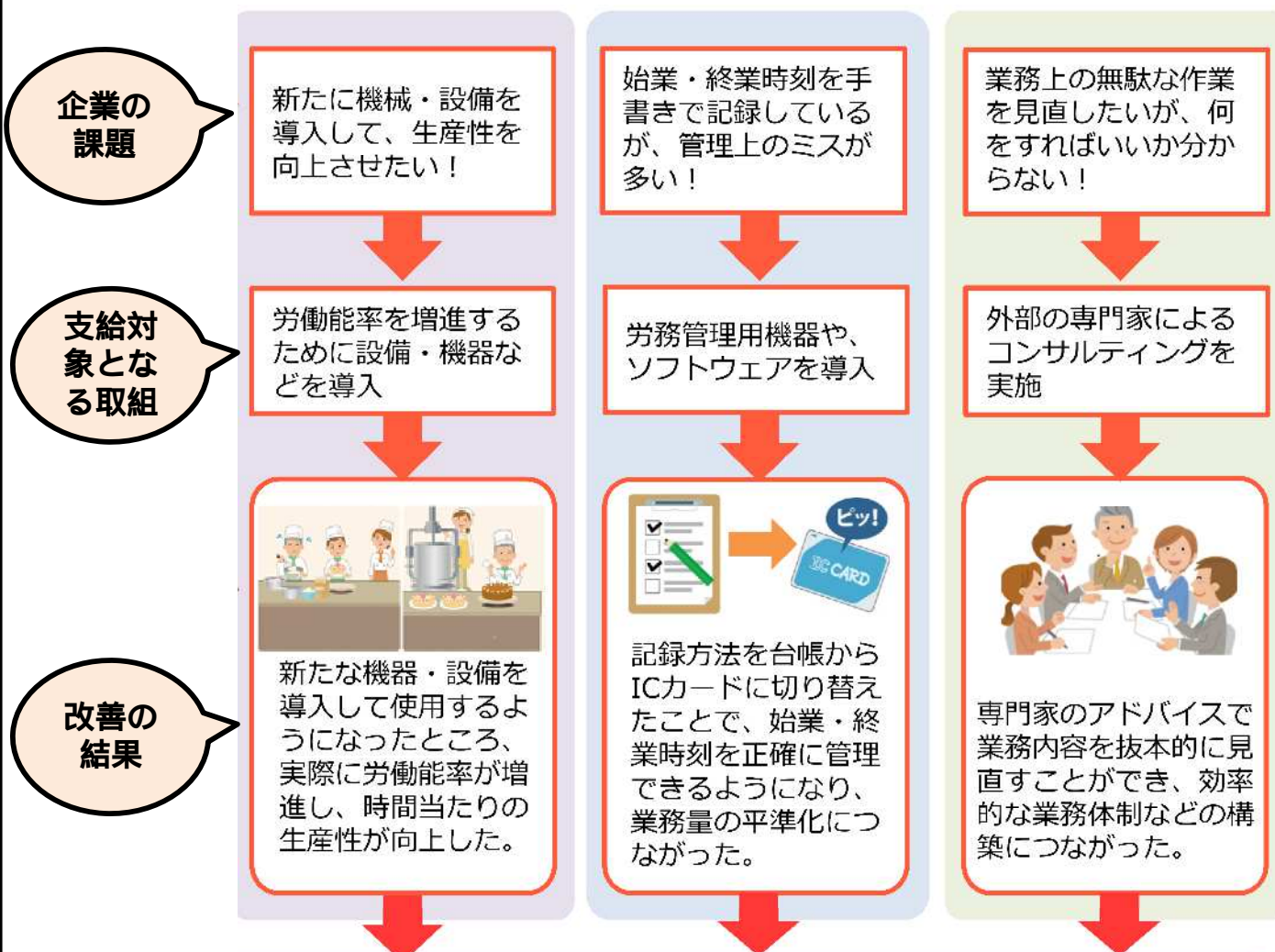
助成金の対象となる事業主は、次の要件のすべてを満たしている必要があります。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- (2) 下表のいずれかに該当する中小企業事業主

業種		A. 資本または 出資額	B. 常時雇用 する労働者
小売業	小売業、飲食店など	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、医療※、 福祉、複合サービス事業など	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他の業種	農業、林業、漁業、 建設業 、 製造業、運輸業、金融業など	3 億円以下	300人以下

※医療に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院は労働者数が 300 人以下の場合に中小企業に該当します

支給対象となる取組（3コース共通）



働き方改革の推進(成果目標の達成)
生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

1～9のいずれか1つ以上の実施に要した費用を助成します。

- 1 労務管理担当者に対する研修(1)
- 2 労働者に対する研修(1)周知・啓発
- 3 外部専門家によるコンサルティング
- 4 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 5 人材確保に向けた取り組み
- 6 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
- 7 労務管理用機器等の導入・更新
- 8 デジタル式運行記録計の導入・更新(2)
- 9 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(2)

(1) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(2) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

(月60時間を超える時間外労働が恒常的に認められる企業について助成対象となることがあります)

成果目標と助成上限額（業種別課題対応コース・建設業）

1 申請するために必要な条件

交付申請時点で有効な36協定を締結・届出していること等

年5日の年次有給休暇の取得に向けて時季指定の対象となる労働者の範囲や時季指定の方法等を就業規則に規定していること
(常時10人未満の労働者を使用する対象事業場は、労働基準法に基づく年次有給休暇管理簿を作成していること)

2 成果目標と助成上限額

以下の『成果目標』から1つ以上を選択し、取組を実施してください。

月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減	右表
年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入	25万円
時間単位の年次有給休暇制度と交付要綱で規定する特別休暇 (病気休暇・ボランティア休暇・教育訓練休暇等)を1つ以上新規導入すること。	25万円
9時間以上の勤務間インターバルの導入	右表
4週における所定休日を1日から4日以上増加	1日増加ごとに25万円(最大100万円)

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

休憩時間数(※7)	1企業当たりの上限額(※8)
9時間以上11時間未満	120万円
11時間以上	150万円

3 助成上限額と助成額

『成果目標』の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	成果目標に設定された助成上限額 + 賃金引上げ加算額(任意) 2枚後のスライドで説明します	助成額	助成上限額又は取組に要した対象経費の合計額に 補助率3/4()を乗じた額のいずれか低い金額 労働者30名以下の場合で要件を満たした場合は4/5
-----	--	-----	--

成果目標と助成上限額（業種別課題対応コース・建設業）

助成上限額と助成額（再掲）

上 限 額	成果目標に設定された助成上限額 ＋ 賃金引上げ加算額（任意） 次のスライドで説明します	助 成 額	<u>助成上限額</u> 又は <u>取組に要した対象経費の合計額に 補助率3/4（ ）を乗じた額のいずれか低い金額</u> 労働者30名以下の場合で要件を満たした場合は4/5となります。
-------------	---	-------------	---

具体例

（具体例）労働者数50名 成果目標 の2つを選択
36協定 月85時間→月60時間 250万円
4週における所定休日を3日増加（ $25 \times 3 = 75$ 万円）
= 成果目標に設定された助成上限額250+75 = 合計325万円

- 機械設備300万円を導入した場合
 $300\text{万円} \times 3/4 = \underline{225\text{万円}} < 325\text{万円}$ 225万円を助成
- 機械設備500万円を導入した場合
 $500\text{万円} \times 3/4 = 375\text{万円} > \underline{325\text{万円}}$ 325万円を助成

月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減の助成上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

賃金引上げ加算の助成上限額（3コース共通）

賃金引上げ加算（助成上限額の加算）

各コースで定められている成果目標を1つ以上選択した上で、申請対象としている事業場で指定する労働者の時間当たりの賃金額を引き上げること、成果目標に加えることができる制度です。

助成金申請時に賃金を引き上げる労働者を指定し、賃金額の引上げ率を3%、5%、7%以上のいずれかを選択し、申請後に就業規則を作成・変更する等の必要な手続きを経て賃金を引上げることで、助成上限額の加算が受けられる制度です。具体的な助成上限額は下表のとおりです。

（常時使用する労働者数が30人を超える中小企業事業主の場合）

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円（上限60万円）
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円（上限240万円）
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円（上限360万円）

（常時使用する労働者数が30人以下の中小企業事業主の場合）

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3%以上引上げ	12万円	24万円	40万円	1人当たり4万円（上限120万円）
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円（上限480万円）
7%以上引上げ	72万円	144万円	240万円	1人当たり24万円（上限720万円）

（先ほどの具体例でもう一度...）成果目標として の2つを選択

36協定 月85時間 → 月60時間（250万円）

4週における所定休日を3日増加（ $25 \times 3 = 75$ 万円）

= 成果目標に設定された助成上限額の合計325万円

これに労働者4人を5%以上賃上げした場合（労働者数50名）

$325 + 48 = 373$ 万円 が助成上限額となる

● 支給対象となる取組「機械設備300万円」を導入した場合
 $300 \text{万円} \times 3/4 = 225 \text{万円} < 373 \text{万円}$ 225万円を助成

● 支給対象となる取組「機械設備500万円」を導入した場合
 $500 \text{万円} \times 3/4 = 375 \text{万円} > 373 \text{万円}$ 373万円を助成
賃金引上げ加算により助成額 $373 - 325 = 48 \text{万円UP}$

働き方改革推進支援助成金 各コース一覧表

コース名		成果目標	助成上限額	助成対象となる取組	助成率
労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)		いずれかを1つ以上実施 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 新規に年休の計画的付与制度の整備 新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	成果目標の達成状況に基づき、～の助成上限額を算出 月80H超→月60H以下： <u>150万円</u> (5) <u>25万円</u> <u>25万円</u> 合計最大 <u>200万円</u>	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 就業規則の作成・変更 労務管理担当者・労働者への研修(業務研修を含む) 外部専門家によるコンサルティング 労務管理用機器等の導入/更新 労働能率の増進に資する設備/機器の導入/更新(6) 人材確保に向けた取組等	費用の3/4を助成
勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成)		新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 勤務間インターバル制度の適用範囲の拡大・休息時間の延長()	導入した勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H： <u>100万円</u> (50万円) ・11H以上： <u>120万円</u> (60万円)		
業種別課題対応コース (長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	建設事業	いずれかを1つ以上実施 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 新規に年休の計画的付与制度の整備 新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 所定休日の増加	成果目標の達成状況に基づき、～の助成上限額を算出 月80H超→月60H以下： <u>250万円</u> (2) <u>25万円</u> <u>25万円</u> 11H以上： <u>150万円</u> (3) 4週4休→4週8休：1日増加ごとに <u>25万円</u> 合計最大 <u>550万円</u>		
	自動車運転の業務	いずれかを1つ以上実施 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 新規に年休の計画的付与制度の整備 新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 新規に10時間以上の勤務間インターバル制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、～の助成上限額を算出 月80H超→月60H以下： <u>250万円</u> (2) <u>25万円</u> <u>25万円</u> 11H以上： <u>170万円</u> (4) 合計最大 <u>470万円</u>		
	医業に従事する医師	いずれかを1つ以上実施 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 新規に年休の計画的付与制度の整備 新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 医師の働き方改革推進に関する取組を実施	成果目標の達成状況に基づき、～の助成上限額を算出 月80H超→月60H以下： <u>250万円</u> (2) <u>25万円</u> <u>25万円</u> 11H以上： <u>170万円</u> (4) <u>50万円</u> 合計最大 <u>520万円</u>		
	その他長時間労働が認められる業種	いずれかを1つ以上実施 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 新規に年休の計画的付与制度の整備 新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、～の助成上限額を算出 月80H超→月60H以下： <u>250万円</u> (2) <u>25万円</u> <u>25万円</u> 11H以上： <u>150万円</u> (3) 合計最大 <u>450万円</u>		

- 賃上げ加算制度あり：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に6万円～最大60万円加算(5%以上 24万円～最大240万円加算、7%以上 36万円～最大360万円加算)(常時使用する労働者数30人以下の場合は加算額2倍)
- 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減幅によって右の助成上限額とする(5 も同様)
月80H超→月60～80H：150万円 / 月60～80H→月60H以下：200万円
- 9～11H未満：助成上限額120万円
- 9～10H未満：助成上限額120万円(医業に従事する医師のみ)(B・C水準の医師は10時間以上に限る) / 10～11H未満：助成上限額150万円
- 月80H超→月60～80H：50万円 / 月60～80H→60H以下：100万円
- 月60時間を超える時間外労働が恒常的に認められる企業に対しては、乗用自動車及びPCに係る助成対象の要件を一部緩和

助成金の申請期限と問い合わせ先 (厚生労働省HP・滋賀労働局 雇用環境・均等室)

申請期限: 令和7年11月28日 必着

本助成金は予算上の制約により、予告なく受付を締め切る場合がありますので、お早めに申請をご検討願います。

本日、説明した内容以外の申請要件や申請に必要な書類等がございます。詳しくは、各コースの申請マニュアル・交付要綱・支給要領・Q&A・申請様式等を厚生労働省HPからご確認願います。



厚生労働省 働き方改革推進支援助成金

働き方改革推進支援助成金

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対し助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としています。

- 働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）
- 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）
- 働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）
- 働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html

働き方改革推進支援助成金のお問い合わせ先

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4F

滋賀労働局 雇用環境・均等室

電話：077-523-1190